



ユニオンニュース・掲示回覧用

いつのまにか原発建設？トイレのないマンションには住めない！



福島原発内の汚染水のタンク

放射能で汚染された水を機械で処理したものを「汚染水」と呼んで、世間の非難を浴びた政治家がいました。しかしアルプスという放射能除去装置を使ってもトリチウム以外の放射能物質が検出されています。このことはほぼ報道されておらず、海外の原発から出されるトリチウム量のことさら大きく報道し、いかに今回の「処理水」が安全で「汚染水」でないかを全面的に宣伝しています。

しかし、直接核と接触したトリチウムを処理するのは始めてです。そしてその量は総量860兆ベクレル、120万リットルという莫大な量です。そしてこれは今も増え続けています。

そんな安全で問題がなければ、東京湾に流せばいいのに、と思うのですが。政府は、40年と言われた原発の寿命を何の根拠もなく60年としました。そして引きのばした間にあらたな原発建設を目論んでいます。岸田政権は原発をグリーントランスフォーメーションなどと言う造語を使い、化石燃料からの脱却には原発は不可欠としています。

しかし、燃料の材料であるウランの採掘・精錬過程で発生するCO2と火力発電のそれ

とはかわらなくなるとの予想も出ています。

そして核のゴミ問題。小泉元首相が言うようにまったく処分めどはないままです。トイレのないマンションに住んでいる状態です。

政府および電力会社は原発は電気代が安くつくとも宣伝しています。しかし、実際電力会社が支払っている費用は年間1・7兆円。全く発電しなくても年間1兆円を超える費用が電気代に計算されます。これを電気代にのせるのですから当然高くなります。

今、太陽光や風力を使いたいいわゆるクリーンエネルギーが増えていますが、その電力の購入価格を決めるのは政府ですから、いくらでも操作できます。今も続く福島の悲劇を反省することなく、繰り返す愚行を認めるわけにはいきません。



大阪地域合同労働組合の公式アカウントです。分会長はぜひ友達登録してください。本部との連絡がラインでできるようになります。個人加盟の方もできるだけお願いします。

秋季学習会 10月20日(金) 18:30 「労働争議、ストライキの闘い方とその法律問題」

講師 在間秀和 弁護士(連合大阪法曹団)
コメント:木本副執行委員長

去る8月31日、そごう・西武労組のストライキは大きな注目を浴びました。争議行為の件数は1974年には9581件でしたが、2022年は65件と急減しています。当組合も含む報告をしていないストライキが多数あるので、この数字はもう少し増えると思われませんが、とにかく大労組の争議・ストライキはほぼゼロと言っていい。

しかし、労働組合にとって、イコール労働者にとってストライキ権は最大の権利であることには変わりはありません。この権利は同時に武器でもあります。どのように使いこなすかはきわめて重要です。争議をめぐる法律上の問題や経験から学ぶ問題点などを学習します。